

美容師法施行条例

平成 12 年 3 月 29 日
条例第 12 号

改正 平成 15 年 3 月 14 日 条例第 14 号 平成 21 年 3 月 31 日 条例第 15 号

〔第 1 次改正〕

〔北海道条例の整備に関する条例第 64 条による改正〕

美容師法施行条例をここに公布する。

美容師法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、美容師法(昭和 32 年法律第 163 号。以下「法」という。)及び美容師法施行令(昭和 32 年政令第 277 号。以下「政令」という。)の規定に基づき、美容師が美容の業を行うときに講じなければならない衛生上必要な措置その他必要な事項を定めるものとする。

一部改正(平成 15 年条例 14 号)

(美容所以外の場所で美容の業を行うことができる場合)

第 2 条 政令第 4 条第 3 号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 交通条件に恵まれない山間地、離島その他の地域であって、美容所のない地域に居住する者に対して、その居住地において美容を行う場合
- (2) 演劇、映画等に出演等をする者に対して、その出演等をする直前に美容を行う場合
- (3) 社会福祉施設、医療施設、刑務所等において、当該施設の求めに応じ、その入所者等に対して美容を行う場合

追加(平成 15 年条例 14 号)

(美容の業を行う場合に講ずべき措置)

第 3 条 法第 8 条第 3 号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 身体及び被服等は、清潔に保つこと。
- (2) 客 1 人ごとに、美容を行う前に手指の洗浄等を行うこと。
- (3) 化粧品、薬物、器具等は、衛生上有害でないものを使用すること。

一部改正(平成 15 年条例 14 号)

(美容所について講ずべき措置)

第 4 条 法第 13 条第 4 号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 待合所は、作業場と区分して設けること。
- (2) 作業場は、美容用いす(以下「いす」という。) 1 台のときは 9.9 平方メートル以上とし、いす 2 台以上のときは 9.9 平方メートルにいす 1 台を超えるいすの台数 1 台につき 3.3 平方メートルを増した面積以上とし、かつ、洗場、消毒設備等の設置により業務に支障を来すことのない面積を保持すること。

(3) 洗髪及び洗顔のための洗場並びに手指、器具等の洗浄のための洗場を適当数設けること。

一部改正(平成 15 年条例 14 号)

附 則

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正(平成 21 年条例 15 号)

2 知事は、平成 21 年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加(平成 21 年条例 15 号)

附 則(平成 15 年 3 月 14 日条例第 14 号)

(美容師法施行条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日条例第 15 号抄)

(北海道条例の整備に関する条例の附則)

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)